

～少年事件（薬物乱用）～

薬物は1回でもダメ！ゼッタイ！！

守谷市中央1-23-1 斉藤ビル402
ひかる総合法律事務所 弁護士 鯉沼敦規

- 1 近年、未成年者の薬物汚染を伝えるニュースが後を絶ちません。記憶に新しいところでは、小学6年生の男児が大麻を吸引したという、とてもショッキングな報道もありました。

では、薬物を所持・使用してしまったらどのような罪に問われるのか見ていきましょう。

◇覚せい剤	覚せい剤取締法	10年以下の懲役
◇大麻	大麻取締法	5年以下の懲役
◇MDMA	麻薬及び向精神薬取締法	7年以下の懲役
◇シンナー	麻薬及び劇物取締法	1年以下の懲役 若しくは50万円以下の罰金

- 2 薬物は使用するだけでなく、売買や所持することも厳しく法律で禁止されています。もちろん、薬物事件で少年が逮捕されることもあります。

少年が逮捕されると、一般的には12日間ほど警察署の刑事施設に入ります。警察署では、鉄格子で仕切られたプライバシーが一切ないような部屋であったり、見ず知らずの少年と相部屋であったりと、とても辛い生活が待ち構えています。

警察署での勾留が終了すると、一般的に少年鑑別所で約3週間ほど、心理テストや調査官による面談を受けます。

少年鑑別所でも、警察署と同じような環境で生活することとなります。

そして、少年鑑別所での調査結果を踏まえ、家庭裁判所で少年審判が行われます。少年審判では、裁判官が、少年院送致・保護観察処分等の判断をすることとなります。

薬物に手を出すと警察に逮捕されるということは誰もが知っていることですが、逮捕された後にどのような環境で、どういった生活を強いられるかはあまり知られてはいません。

自分は絶対に薬物に係わることはないから知る必要はないと思うかもしれませんが、先に述べたような逮捕後の手続を知ることはとても大切

なことです。刑事ドラマを見ていると、犯人を逮捕して、それで事件は解決となりますが、逮捕された人にとってはその後辛い刑罰が待ち受けているのが現実なのです。

そのような現実があるという知識を持っていることで、自分は犯罪に手を染めないという意識が高まることはもちろんですが、それだけではなく、その知識を伝え、犯罪に巻き込まれそうになっている家族や友人を説得できるかもしれません。自分の一言がきっかけで助けることができるかもしれません。

- 3 このように、薬物によって、刑事的に多大な制裁を受ける可能性があるばかりでなく、家族や友人など大切な人たちを悲しませたり、失うことになりかねません。

一度薬物に手を出してしまうと、止めることがとても難しいだけでなくその後の人生に多大な影響を及ぼします。

薬物を誘われたら、きっぱり「いやだ」と断る勇気と法的知識を持って自身と大切な人たちの未来を守りましょう。

以上